

令和 3 年 6 月 16 日現在

機関番号：25301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K06753

研究課題名（和文）植民地都市施設としての台湾の武徳殿についての歴史的研究

研究課題名（英文）Historical Study about Butokuden in Taiwan as Colonial Urban Facilities

研究代表者

西川 博美（Nishikawa, Hiromi）

岡山県立大学・デザイン学部・准教授

研究者番号：00749351

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,500,000円

研究成果の概要（和文）：日本統治下の台湾において、1895年に京都で結成された大日本武徳会の武道場である武徳殿の建築が、全島の庁・州・郡などを単位として建設され、その数は確認できるもので52棟に及んだ。とりわけ、台湾における武徳会の活動が広まり、台湾支部が台湾本部に改組された1930年以降、集中的に多くの武徳殿が建設された。その建築は、内地の武徳殿と同様に屋根を戴く和風意匠のものとなったが、1930年代には、台中州・台南州に建設された大規模な武徳殿を模範とする、正面に車寄せを配した独自の形式が生み出されていた。また、その設計は台中や台南を中心にした技師たちが携わっていたことも明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本統治下の植民地において日本人が建設した建築については、西洋近代建築が中心であり、そこに和風の意匠を持った建築も作られていった史実を明らかにしたことは、建築史上の意義は大きい。また、それが総督府や地方政府が直接に建設したものではなく、民間団体（大日本武徳会）の建設によるものであったが、それでも地方政府の技師がその設計に携わったという事実は、植民地における公的建築の建設における一つのあり方を示すものとして意義があるだろう。また、現在残された武徳殿の遺構は台湾で積極的に保存活用が進められているが、この研究はそうした事業に、歴史的な意味を与えるという意味で重要な意義を有するものである。

研究成果の概要（英文）：During the Japanese colonial period in Taiwan, the Budokuden Hall, the martial arts hall of the Dai Nippon Butokukai, was constructed in units of all the island's government offices, provinces and counties. The Dainippon Butoku-kai was founded in Kyoto in 1895. In Taiwan, there were 52 the Butokuden Halls. Especially after 1930, when the activities of the Butokukai spread in Taiwan and the Taiwan Branch was reorganised into the Taiwan Headquarters, a large number of the Butokuden Halls were built intensively. In the 1930s, the Butokuden Hall was modeled after the large the Butokuden Hall built in Taichung and Tainan, with a porch in front. It is also clear that the design of the building was carried out by engineers mainly from Taichung and Tainan.

研究分野：近代都市・建築史

キーワード：台湾 日本統治時代 武徳殿

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

これまでの日本の植民地における建築史、都市史の研究では、建築や都市空間が建設される過程やその制度について明らかにしてきた。しかし、植民地支配という特殊な状況では建築が持つ役割や意味は一概に捉えられるものではないと考えられる。そこで本来、武道の再興を目指して全国に建設された、和風の意匠を持つ武徳殿が、台湾の日本統治の時代およそ40年にわたり積極的に建設され事実に着目することとした。公共建築でもなく、民間の施設とも異質なその建物を、植民地だからこそ多様な意味を持つことになった特徴的な都市施設として捉え、その建設経緯、利用実態、日本内地の武徳殿との違いなどを明らかにすることで、それが持ち得た多義的な用途や果たした役割とその変化を示すことができると考えた。

2. 研究の目的

本研究では、台湾の日本統治の時代におよそ40年にわたり積極的に建設され続けた武徳殿を、植民地における建築のあり方を示す特徴的な都市施設として捉え、史料調査とともに現地調査も実施することで、それが持ち得た多義的とも言える用途・役割、さらには持ち得た意味、そしてその変化を明らかにする。具体的に以下に示す課題について取り組み、この研究目的の課題を明らかにする。

- 1) 日本内地の都道府県単位とは異なり、なぜ台湾で地域ごと(支所・分会)を単位に数多くの武徳殿が建設されたのか。
- 2) 建設された地域にとって、武徳殿が本来の武道場としての役割以外にどのような存在であったのか。
- 3) 台湾総督府や地方政府(州・庁・街・庄など)が武徳殿建設にどのように関わったのか。とりわけ行政と大日本武徳会との関係はどのようなものであったのか。
- 4) 都市施設としての公的な利用から鑑みて、日本統治時代に進んだ市区改正事業との関連があったことがうかがえるが、その実際の関係。
- 5) 平面構成、立面構成などに日本内地での武徳殿とどのような共通点・相違点があるのか
- 6) 3) および5) を明らかにするためには、具体的な設計者を明らかにする。

3. 研究の方法

研究は、史料調査と実地調査とその分析で進めた。史料調査では、日本国内の武徳殿の建設主体である大日本武徳会関連史料(武徳誌、武徳会誌など)から台湾における記述を拾い出し、加えて台湾での武徳殿設置、建設に関わる土地・建物の行政的な扱いについて、旧台湾総督府文書を現地およびWebにて広範囲に調査を行った。その上で、少数だが現存している武徳殿建物について、現地での詳細調査を実施した。これらにより、研究目的で示した6つの課題それぞれの分析を行い、(1)建設経緯、(2)利用実態、(3)設計者、(4)平面・立面の構成、(5)意匠の特徴などについて網羅的に明らかにすることができた。

4. 研究成果

史料調査および現地調査により、全島で52棟の武徳殿が建設されていた事実を確認することができた。その建設経緯で明らかになったことは以下の通りである。

1906年に武徳会台湾支部が設立される以前から、台湾各地では小規模な演武場が建てられたが、台湾支部が設立されると、支部の下の庁・州に支所、さらにその下の郡に分会が設立され、台中、台南、新竹、台北、高雄などの大都市の庁を中心に本格的な武徳殿建設の建設が続いた。その後、1925年からは庁・州の下郡の分会でも武徳殿の建設が広がった。それらは概して規模の小さいものだったが、いくつかの郡の分会では大規模なものも建設された。

台湾支部が台湾本部に格上げされた後の1930年代には、さらにその活動は台湾全島で広がりを見せ、武徳殿の建物はその数だけでなく、規模も大きくなった。その中でも、大日本武徳会の台中州支部や、台南州支部、花蓮港庁支部に建設された武徳殿は、とりわけ大規模で豪華なものとなった。そして、地方行政区において州や庁の下郡に置かれた大日本武徳会支所でも次々に武徳殿が建設された。

その建設費は、本来であれば大日本武徳会の会員の義金(支援金)を充てるものだったが、工費が高騰した1930年代の武徳殿の建設においては、それはもっぱら寄付金に依っていた。しかもそれは、一般の住民からも募るものとなっており、それを賦課金(税金)として徴収するケースもあった。そのことは、武徳殿が住民に広く共有される施設として認識され、その建設が州や郡という地方行政がリードするものとなっていたことを示している。そして、その建設が次々と進んだ背景には、台湾における地方制度の改変により、州や郡が自治体として公共事業を進める権能を得られたことがあったことが考えられた。

その設計は、地方行政の技師・技手が主に担っていたと考えられる。とりわけ1930年代以降のものは、台中州や台南州の技師が中心となり、州だけでなく州下の郡の武徳殿の設計も手がけた。そこにおいて、武徳殿の意匠に台中州の武徳殿をモデルとする一つのスタイルが生み出され

た。もともと、台湾において建設された武徳殿は、入母屋の屋根に、入母屋の車寄せを付加するという形式が作られてきたが、それに加えて、外壁を柱・梁を露出させ真壁として、そこに縦長の窓を配置し、車寄せのコーナー柱を控柱とともに三本の構成にするなどの意匠的特徴を持たせるものとした。この形式と意匠が、その後の郡における武徳殿の多くに踏襲されていった。

地方政府の技師や技手が設計を手がけた背景には、武徳殿が地方行政単位ごとに競うように建設される、公的性格の強い施設として位置付けられたことがあったと考えられる。確かに、武道の再興を目指した大日本武徳殿が台湾で建設した武徳殿は、植民地統治のための日本文化の象徴としての役割を担ったと考えることができる。しかし、公的な施設として意識された武徳殿であるとするならば、その意匠は、神社などに見られる象徴的・精神的なシンボルとしての意味はそれほど大きなものにはならなかったと考えられる。

なお、本稿で示した建築に関わる台湾の地方技師の仕事については、まだほとんど解明されていない。1920年の地方制度の改変以降には、地方政府により、武徳殿だけではなくさまざまな公共建築の建設が進んでいたものであり、その建設経緯についても、地方技師とともに今後明らかにしていく必要がある。

以上の研究成果については、主に以下の2つの論文にまとめ、公刊した。

- 1) 西川博美・中川理「台湾における武徳殿の成立と波及」日本建築学会計画系論文集、第85巻、第767号、2020年1月(査読有り)。
- 2) 中川理・西川博美「1930年代の台湾における武徳殿の建設」日本建築学会計画系論文集、第85巻、第778号、2020年12月(査読有り)。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 西川博美, 中川理	4. 巻 85.767
2. 論文標題 台湾における武徳殿の成立と波及	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 171,181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.85.171	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 西川博美, 中川理	4. 巻 第41巻
2. 論文標題 台湾における武徳殿の建設経緯 - 大日本武徳会の運営に着目して	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本建築学会中国支部研究発表会 [広島] 研究報告書	6. 最初と最後の頁 921-924
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中川 理, 西川 博美	4. 巻 85
2. 論文標題 1930年代の台湾における武徳殿の建設	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本建築学会計画系論文集	6. 最初と最後の頁 2737 ~ 2747
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3130/aija.85.2737	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西川博美, 中川理
2. 発表標題 日本統治期の台湾における武徳殿の設計者について
3. 学会等名 2020年度日本建築学会大会 (関東) 学術講演
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	中川 理 (NAKAGAWA OSAMU) (60212081)	神戸女子大学・家政学部・客員教授 (34511)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------